

平成28年3月23日

〒665-8553

兵庫県宝塚市栄町1-1-57

宝塚友の会 御中

特定非営利活動法人

消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦市郎

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-22

三博ビル8階

事務局長 外山孝司

TEL: 052-265-9258

FAX: 052-265-9259

## 申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

さて、今般、貴会の定期購読サービス契約書につき、消費者保護の観点から検討をさせていただいた結果、消費者契約法その他の法律等に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成28年4月23日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容、本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますので、その旨申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

### 1 貴会の定期購読サービスに関する解約の定め及び自動更新条項について

- (1) 貴会の雑誌「歌劇」「宝塚GRAPH」の定期購読サービスに関する会員規約、「ご解約について」は、友の会にご継続いただけるものの、「定期購読サービスはご解約される場合」のうち、(すぐにご解約の場合)では、④項に、「サービス適用期間中にご解約の手続きをされた場合でも、残りの定期購読料はお返しいたしませんので、予めご了承ください」との条項があります。
- (2) また、「会員様にご満足いただける定期購読サービスに努めておりますが、下記の点は予めご了承ください」として、「サービス適用期間中に解約のお手続きをされた場合でも、残りの定期購読料は、お返しいたしません」とされています。
- (3) 貴会と会員との定期購読サービス契約は、会員からの解約手続きがない限り、自動継続サービスとされ、会員が解約手続きを取るには、有効期限月から3を引いた月の月末までに、貴会へ電話して、「定期購読サービス諸届」を請求し、必要事項を記入の上、会員月から2を引いた月の15日までに、三井住友カード㈱へ返送しなければなりません。
- (4) これまでは、貴会から、自動更新の案内が、はがきで郵送され、解約を申し入れる期限も通知されていきましたので、会員にとっては、契約を継続するか否か考える機会がありました。しかし、本年からは、自動更新の案内がはがきで郵送されず、ホームページ上通知されるだけとする運用になりましたので、会員にとっては、いつまでに解約手続きをとればよいかかわからないまま、自動更新条項によって、更新されてしまう現状にあります。

### 2 申入れの趣旨

- (1) 上記条項について、「残りの定期購読料は、お返しいたしません。」とあるのを、消費者契約法9条1号に適合するように改めてください。
- (2) 更新時期の案内をはがきで郵送せず、自動更新条項によって更新される扱いを消費者契約法10条に適合するよう改めてください。

### 3 申入れの理由(消費者契約法9条1号、10条違反)

(1) 消費者契約法9条1号は、

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分と規定しています。

消費者契約法10条は、

民法、商法、その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは無効とする  
と規定しています。

(2) 貴会と会員との定期購読サービス契約は、上記のとおり、会員からの解約手続きがない限り、自動継続サービスとされ、会員が解約手続きを取るには、有効期限月から3を引いた月の月末までに、貴会へ電話して、「定期購読サービス諸届」を請求し、必要事項を記入の上、会員月から2を引いた月の15日までに、三井住友カード㈱へ返送しなければなりません。

(3) そもそも、解約月が分かりにくいというえ、これまではがきで郵送されていた更新や解約申入れの時期の案内がなくなり、会員にとっては、いつまでに解約手続きをとればよいのかが、わからなくなっています。

そして、上記期限を経過して解約を申し入れた場合、残りの雑誌は届けられず、残りの定期購読料も一切返還されません。

たとえ有効期限月の1年2カ月以上前に解約を申し出ても、次年度1年間の購読料を支払わねばならず、また、雑誌は届けられないこととなります。

(4) 上記規定は、会員が、会員としての有効期限月の途中からでも、有効期限までに届けられる雑誌数×720円を支払えば、途中からでも、雑誌の定期購読サービスが受けられることとも、均衡を失します。

(5) これは、定期購読サービスの解除又は終了にあたり、「消費者に対して、事業者が生じる平均的な損害を超える損害賠償額の予定・違約金を課す条項」といえ、消費者契約法9条1号の適用ないし類推適用により、平均的な損害を超える部分は無効というべきです。

以上により、「残りの定期購読料は、お返しいたしません。」との条項は、消費者契約法9条1号に反するため、同条に適合するように改めてください。

- (6) また、解約時期の案内をせず自動更新し、上記のように実質的に解約の際に違約金を支払わせる上記の運用は、消費者契約法10条にも違反するものと考えられます。

定期保険契約の無催告失効条項の消費者契約法10条違反が争われた事案について、最高裁平24・3・16(判時2149号135頁)は、払込期限の翌日末日までに保険料の支払いがない時は同日の経過により当然に失効する条項に関し、条項の内容が明確であること、猶予期間が1カ月あること、自動貸付条項も定められていること、失効前に督促の通知を行うという実務上の運用が確実になされていることなど「契約者保護のために一定の配慮がなされている」ことを理由に消費者契約法10条違反ではないと判示しています。

しかしながら、貴社の自動更新条項は、解約時期の案内なく、当然更新とし、これを過ぎた場合に、違約金を支払わせるものであり、契約者(会員)保護のためになんらかの配慮がなされている事実はないところから、上記と異なり、消費者契約法10条に違反すると考えられるものです。

以上により、貴社におかれましては、会員に対し、解約時期の案内を郵送するなど、消費者契約法10条に適合するよう、規定、運用を改めることを要請します。

以 上